平成２４年（フ）第２０号
静岡市葵区安倍口新田500番地の８
債務者　酒井　桂子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１４号
東京都板橋区徳丸６―46―11―202
債務者　橋本　京子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４３号
埼玉県川口市上青木２丁目43―24　レオパレス西川口第30―202
債務者　星田　利香
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０８９号
東京都杉並区高円寺南３丁目12―13―106
債務者　保科　利夫
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１８０号
東京都江戸川区篠崎町６丁目７－５―205
債務者　樋口　裕子（旧姓植田）
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１２号
東京都杉並区高円寺南３丁目42―２―203
債務者　平塚　未佳
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６９７号
東京都中野区大和町２丁目12―６―306
債務者　高岡　祐美
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７３６号
東京都文京区音羽２丁目１－６―701
債務者　青柳　　明
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７３７号
東京都文京区音羽２丁目１－６―701
債務者　青柳　純子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２５３号
東京都豊島区西巣鴨４丁目６－３―301
債務者　赤沼さおり（旧姓三田村）
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０号
東京都羽村市富士見平１丁目４番地５
債務者　松井　克人
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
静岡市清水区渋川385番地の１　サンシャイン渡辺Ｃ202号、旧住所静岡市駿河区国吉田３丁目２番22―402号
債務者　中村　優子
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５号
沖縄県宜野湾市大山３丁目29番11―305号トクムラＡＮＮＥＸⅡ
債務者　喜納　秀康
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６４号
滋賀県彦根市平田町292番地６
破産者　株式会社アルス・カンパニー
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２９号
鹿児島県指宿市十二町97番地１県営弥次ヶ湯団地２―304
破産者　迫田　秀昭
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第９８０号
埼玉県朝霞市田島２丁目12番19号
破産者　有限会社フラップ
１　決定年月日　平成24年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０９号
埼玉県久喜市上清久527番地
破産者　有限会社久喜鉄工所
１　決定年月日　平成24年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係